

平成23年度アスベスト大気濃度調査について

(平成23年度第一回検討会に提出済み)

1. 調査地域の選定について

(1) 継続調査地域

平成7年度及び平成17年度からの継続調査地域において、経年変化を見るため、引き続き調査を実施する(年1回)

(2) 石綿製品製造事業場等

特定粉じん発生施設は全て廃止されたため、本地点分類は調査項目から外す。

(3) 解体現場等

引き続き作業中における周辺への石綿の飛散状況を把握する必要があるため、新たに調査地点を選定して調査を実施する(10地点)

(4) 廃棄物処分場等

引き続き廃棄物処分場等の周辺の状況を把握するため、昨年度と同数程度の地点を選定して調査を実施する(7地点、年1回)

(5) バックグラウンド地域

バックグラウンド(内陸山間及び離島)の濃度をより正確に把握する観点から、22年度に調査した3地点を継続して調査する(年1回)

(6) 破碎施設

破碎施設の周辺等状況を把握するため、昨年度と同程度の地点を選定して調査を実施する。(4地点、年1回)

2. 調査地域

調査地域	調査地域点()内は昨年度実績)				
平成7年度からの継続調査地域	21地点 (29地点)	石綿製品製造事業場等 ^{*1} 廃棄物処分場等 蛇紋岩地域 高速道路及び幹線道路沿線 内陸山間地域 離島地域 住宅地域 商工業地域 農業地域	1地点 2地点 1地点 4地点 2地点 1地点 4地点 5地点 1地点	45箇所 (60箇所)	冬1回 (夏冬2回)
石綿製品製造事業場等(稼働中の特定粉じん発生施設から選定)	0地点 (0地点)			0箇所 (0箇所)	冬1回 (夏冬2回)
解体現場等(新たに選定)	10地点 (10地点)			60箇所 (60箇所)	1回
廃棄物処分場等(新たに選定)	7地点 (7地点)			14箇所 (14箇所)	冬1回 (夏冬2回)
バックグラウンド地域	3地点 (4地点)			6箇所 (8箇所)	冬1回 (夏冬2回)
破碎施設(新たに選定)	4地点 (4地点)			20箇所 (20箇所)	1回
合計	45地点 (54地点)			145箇所 (162箇所)	

1平成7年度及び平成17年度からの継続地域ということで、区分上、石綿製品製造事業場等、としている。

2測定地点数は、アスベストモニタリングマニュアル(第4.0版)に準じている。

石綿製品製造事業場等…特定粉じん発生施設を設置している工場又は事業場の敷地境界付近で、主風向の風下側の2箇所とする。

廃棄物処分場等…廃棄物処分場等の敷地境界付近で、主風向の風下側の2箇所とする。

蛇紋岩地域…蛇紋岩採石場から最も近い一般の住宅のある地域の2箇所とする。

高速道路及び幹線道路沿線…路肩と道路から垂直方向に約20m離れた、主風向の風下側の2箇所とする。

内陸山間地域…地域の環境濃度を代表する地点で、かつ付近に障害物の少ない2箇所とする。

離島地域…地域の環境濃度を代表する地点で、かつ付近に障害物の少ない2箇所とする。

住宅地域…地域の環境濃度を代表する地点で、主要車道路肩から50m以上離れた2箇所とする。

商工業地域…地域の環境濃度を代表する地点で、主要車道路肩から50m以上離れた2箇所とする。

農業地域…地域の環境濃度を代表する地点で、主要車道路肩から50m以上離れた2箇所とする。

3. 分析走査電子顕微鏡法により調査を行う地域について

アスベストモニタリングマニュアル（第 4.0 版）に従い、光学顕微鏡法による測定結果について、分析走査電子顕微鏡法による確認が必要とされた地点（1 f / L 超過）について、分析走査電子顕微鏡法により調査を行う。（検体数 20 検体程度）

4. 平成 23 年度アスベスト大気濃度調査実施体制

【平成 23 年度アスベスト大気濃度調査計画策定等調査】

請負先・・・（株）日新環境調査センター

業務・・・【平成 23 年度アスベスト大気濃度調査】に関する計画策定及び調査結果の解析、測定担当者及び測定業者による測定結果の信頼性の確保を行う。

【平成 23 年度アスベスト大気濃度調査】

請負先・・・（株）日新環境調査センター

業務・・・全国 45 地点程度からサンプリングしてきた大気試料について、光学顕微鏡法にてアスベストの分析を行う。

【平成 23 年度アスベスト大気濃度調査（分析走査電子顕微鏡法）（単価契約）】

請負先・・・（株）日新環境調査センター

業務・・・上記【平成 23 年度アスベスト大気濃度調査】業務にて、測定結果の確認が必要とされた試料（総繊維数が 1 F / L を超過した箇所及び解体現場において捕集した検体の一部）及び環境省担当官が指定する地点において捕集した試料について、分析走査電子顕微鏡法により調査を行う。

5. 調査結果の公表

調査結果は第 3 回の検討会終了後速やかに公表するものとする。

なお、高濃度の調査結果が出た場合は、座長と相談し、速やかに公表するものとする。